

令和元年10月1日から

3歳～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもの利用料が無償となります

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

▶問合せ 子ども課 保育係 (☎95-0121)

1 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する世帯

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳～5歳の全ての子どもの利用料が無償となります。

	保育所・認定こども園等	幼稚園
利用料	無償	月額25,700円を限度に補助
期間	満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで	入園できる時期に合わせて、満3歳から小学校入学前まで
対象施設	保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。 ※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育です。	幼稚園
その他	・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。 ※一定の条件の世帯の子どもは、副食（おかず・おやつ等）の費用を免除します。	

- ・0歳～2歳の子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償となります。
- ・さらに、子どもが2人以上で一定の条件を満たす世帯については、負担軽減を行います。

2 幼稚園の預かり保育を利用する世帯

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ※原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- ・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

3 認可外保育施設等を利用する世帯

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ※保育所、認定こども園等を利用していない人が対象です。
- ※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- ・3歳～5歳の子どもは月額37,000円まで、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償となります。
- 対象施設・事業 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
- ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等です。
- ※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

